

補足説明

1. ワクチン副反応

「副反応」とは、ワクチン接種に伴う、本来目的としている反応(免疫を付ける)以外の反応や、因果関係のある望まない反応(有害事象)をいう。新型コロナウイルスワクチンについて、厚生労働省は、接種後に生じる副反応を疑う事例として医療機関からの報告を収集し、結果公開をしている。それによると、起こりやすい症状として、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等のほか、心筋炎・心膜炎が副反応疑い報告の事例として挙がっている。さらに、ワクチンとの因果関係は明確になっていないものの、接種後に死亡として報告された事例は1,907件(2022年10月28日まで)。

生活者ネットワークとしては、副反応への検証が不十分であることや、メッセージ RNA ワクチン(ウイルスのタンパクを設計する遺伝子情報を投与するワクチン)であることなどの懸念を指摘し、特に子どもへのワクチン接種については慎重にする旨ステートメントを出している(「子どもへのコロナワクチン接種の積極的勧奨に反対します!」22年2月)。新型コロナ感染症対策としてワクチン一辺倒でなく、治療薬開発・認可等の治療法の確立、検査・医療体制の充実を求めるほか、副反応については原因究明の研究・調査や健康被害への救済策の検討と共に、迅速な情報公開を求めていく必要がある。

2. 住居確保給付金制度

生活困窮者自立支援法に位置付けられた、必須事業(自立相談支援事業、住居確保給付金の支給)のひとつ。住居確保給付金は、主たる生計維持者が、離職等により住居を喪失、又はそのおそれのある場合、家賃相当額を有期で給付する制度で、市区町村ごとに定める額(生活保護制度の住宅扶助額)を上限に、実際の家賃額を原則3か月間(2回まで延長=最大9か月間)支給する。

新型コロナウイルス感染症の拡大後は、その影響による休業等にもなう収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれのある場合も対象とされた。2022年6月末日までに申請があった場合は、特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能で、22年12月末日まで延長される予定。

「住まい」の重要性を提案してきた生活者ネットワークとしては、困窮者が住居確保給付金制度を使いやすくなるよう、自治体の窓口体制づくりの充実支援や、実態に合わせた支給期間見直しなどを提案してきた。

3. 労働者協同組合法

第201通常国会(会期2020年1月20日～6月17日)に上程され、第203臨時国会(会期20年10月26日～12月5日)に全会一致で可決・成立した。法の目的は、「持続可能な活力ある地域社会づくり」で、「地域のニーズに応える事業」「多様な人々との就労の機会の創出」等が謳われている。

雇い雇われる関係ではなく、働く人がみな対等な立場で出資して仕事を創り、共に話し合いながら運営していく働き方(協同労働)は、ワーカーズ・コレクティブ運動として実践されてきた。この法律により新たな法人格として労働者協同組合が誕生したことの意義は大きい。労働契約の締結をしななければいけないこと等の課題も残るが、共に働く共生社会の実現のための活用が期待される。

22年10月の法施行に伴い、厚生労働省や東京都では、新しい働き方としての周知や、具体的な届け出の仕方などの説明、相談事業を先行して開始している。厚生労働省は、22年9月～23年2月にかけて、全国で「労働者協同組合法周知フォーラム」を展開。東京都は22年8月に「設立手続等説明会」を開催した。また、特設サイトを設けて、周知だけでなく、相談や事例紹介も行っており、ワーカーズ・コレクティブの事業紹介も掲載されている。

■厚生労働省特設サイト「知りたい! 労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

■東京都特設サイト「労働者協同組合のご案内」

<https://www.rodosya-kyodo-k.metro.tokyo.lg.jp/>

4. 東京都ソーシャルファーム条例

2019年12月に制定された条例で、正式名称は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創

設の促進に関する条例」。条例では、ソーシャルファームを、一般的な企業と同様に自律的な経営を行いながら、就労困難者が必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業と定義し、さまざまな要因から就労に困難を抱える人が働く新たな場として創設や促進等について規定している。

東京都による認証方式で、具体的な要件は、就労困難者の雇用者数割合20%かつ3人以上など「ソーシャルファームの認証および支援に関する指針」によって定められている。東京都ソーシャルファーム事業は、都と(公財)東京しごと財団が担い、ソーシャルファームの認証/ソーシャルファーム支援事業補助金による創設及び運営に係る費用の一部補助/情報提供・セミナー開催・コンサルティング支援等を行う。20年には財団内にソーシャルファーム支援センターが開設している。

22年10月現在、認証事業者は、企業組合あうん、株式会社アニスピホールディングス、一般社団法人アプローズなど21事業者、予備認証事業者(今後半年以内に認証基準を満たす事業計画を認証するもの)が12事業者ある。

今後は、地域でソーシャルファームとしての理念を実践してきた事業者が、認証を受けやすくするような工夫が求められる。

■特設サイト「T O K Y O S O C I A L F I R M 東京都認証 ソーシャルファーム」

<https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>

5. 東京都子ども基本条例

2021年第一回東京都議会定例会において、生活者ネットワーク都議も提案者となり議員提案され、全会派一致で可決した。同年4月1日より施行。1993年以来、ネットが提案し続けてきた東京都における子どもの権利条例がようやく成立したことになる。

内容としては、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項等を規定(1.目的、2.定義、3.基本理念、4.こどもの権利、5.こどもにやさしい東京の実現、6.こどもの安全・安心の確保、7.こどもの遊び場、居場所づくり、8.こどもの学び、成長への支援、9.子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援、10.こどもの意見表明権と施策への反映、11.こどもの参加の促進、12.こどもの権利の広報・啓発、13.こどもからの相談への対応、14.こどもの権利擁護、15.こどもに関する計画の策定、16.こども施策を総合的に推進する体制の整備、17.財政上の措置)。

条例の成立・施行後、庁内での検討を経て、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し子ども政策を総合的に推進する体制を構築するため、22年4月子供政策連携室が設置された。具体的な事務事業は、以下である。

(子供政策の企画・立案及び総合調整)東京都子ども基本条例の普及啓発/「チルドレンファースト 子供政策の加速に向けた論点整理」の策定/こども未来アクション(仮)の策定/こども未来会議の運営/組織横断的な取組の推進/全庁を挙げた子供目線の取組の推進/子供政策総合推進本部/関係機関との連携/子供政策に係る調査・検討

(子供に係る重要な施策の推進等)こどもスマイルムーブメント/子供との双方向コミュニケーション・情報発信の強化/区市町村に対する支援

また、子ども政策を全庁的に推進するため、知事を本部長とする子供政策総合推進本部が設置されている。

■「東京都子供政策連携室2022年度事業概要」

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/kodomo-seisaku/kodomo-jigyo-r4.pdf>

2022年度予算にはこども基本条例の普及啓発に4,029万円、こどもの意見表明・参加を促進する先駆的事業に1自治体400万円・こどもの権利擁護を促進する先駆的事業に1自治体500万円を、包括補助として助成する区市町村支援が計上された(包括補助は内数1億1000万円)。また、「東京都子どもホームページ」の作成に関わることも編集者を、都内在住の小中高生から30名募集した。

ネットとしては、コロナ禍で深刻化した子どもの貧困や虐待など困難を抱える子どもの救済はもちろん、この条例を礎に子ども自身の参加・意見表明の機会を実質的に作り上げていきたい。

6. 子ども基本法

第208回通常国会(会期2022年1月17日～6月15日)において、衆議院議員提出法案(自民・公明)として提出され、可決・成立した。目的は日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進すること。共産党とれいわ新選組は、基本理念に「子どもの養育は家庭が基本」と明記されていることなどを理由に反対し

たが、立憲民主党は、自ら提案した「子ども総合基本法案」に明記した「子どもの権利条約の理念」等が盛り込まれたとして賛成した。

同国会では、内閣提出のこども家庭庁設置法も成立した。こども庁の創設からこども家庭庁に名称が変更された経緯をみても、子どもに関わる問題を家庭だけの責任とせず社会全体で子育て・子育てをするための具体政策になっているかは今後も注視し続けなければならない。ただ、前文において「子どもの権利条約の精神にのっとり(法律文では児童の権利に関する条約)」と明記されたことで、子どもの権利に関する一般原則が位置付けられたことになり、子ども基本法成立の意義は非常に大きい意味を持つ。

基本理念には、基本的人権、福祉の権利、教育を受ける権利、意見表明権、社会参加権、意見の尊重、最善の利益優先等や、全てのこどもに保障されることの他、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備などが規定されている。この法律に基づき、子どもの権利を保障するための具体施策を実現していかなければならない。

7. 東京都化学物質子どもガイドライン

子どもは大人と比べ、単位体重当たりの空気や水、食物の吸収量が多く、一般的に化学物質を代謝し無毒化する能力が低い。さらに成長過程にあるため、化学物質が与える影響も大きい。そのため、化学物質が及ぼす子どもへの健康影響を未然に防止するために策定された東京都独自のガイドラインで、生活者ネットワークの提案により実現した。

これまで、「鉛ガイドライン・塗料編」(2002年)、「室内空気編」(03年)、「殺虫剤樹木散布編」(04年)、「食事編」(04年)を策定。中でも、鉛ガイドライン策定後は、公園の遊具等の塗料が鉛フリーになるなど、一定の役割を果たしてきた。都内の自治体でも、このガイドラインを子ども関連の施設に適用している。

しかし、その後も「香害」など新たな化学物質は発生しており、その課題に対応できていない。生活者ネットワークとしては、電磁波や放射能対策も含め、「子ども基準」での実態把握、予防原則に立ち、見直しや追加の必要性を提案し続けている。

8. HPV(子宮頸がん)ワクチンの被害

HPVは、ヒトパピローマウイルス(Human Papillomavirus)の略で、子宮頸がんの原因となるウイルス。2013年4月から予防接種法の一部改正により、HPVワクチンの定期接種(対象：小6～高1相当の女子)が開始。その後すぐに頭痛、全身痛、倦怠感、呼吸困難など多様な副反応が報告された。生活者ネットワークとしては、HPVワクチンについて、定期接種の法定化の前から、重篤な副反応の問題を指摘、被害者に寄り添いながら地域で提案を続け、国にも要請を行った(2013年5月「HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)の接種事業の中断及び中止と副反応被害者に対する救済体制整備を求める要望書」)。

こうした動きを受け、厚労省の審議会は「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」とし、厚労省は、定期接種開始から2か月で、積極的勧奨を差し控えることを決定した。

しかし、日本産婦人科医会や製薬会社などによる自民党・公明党を通した働きかけが強まり、21年11月の厚生労働省厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)で積極的接種勧奨差し控えを終了するという結論が出された。

生活者ネットワークとしては、積極的勧奨の再開で、深刻な副反応に苦しむ被害者が増えることを危惧し、性感染症であるHPVについての正しい知識啓発と検診の充実を訴えつつ、自治体での積極的勧奨を中止するよう働きかけるとともに、重篤な副反応で苦しんでいる被害者の救済も訴えている。

9. ゲノム編集食品

ゲノム編集作物・食品について、生活者ネットワークは遺伝子組み換えと同様に遺伝子改変技術によるものとして、市民や消費者団体と連携し反対運動をしてきた。国は、ゲノム編集は他の遺伝子を挿入する組み換え技術とは異なるという説明に終始し、影響評価や表示義務などの規制がないまま栽培と販売が解禁され、2020年12月には開発会社によりゲノム編集高ギョバトマトが厚生労働省と農林水産省に届け出られた。

21年には、高ギャバトマトの販売会社が、家庭菜園用苗を無償モニターとして一般配布。22年に障がい者施設、23年には小学校に無償提供するという計画を受け、地域ネットや都議会ネットにおいて、施設や学校で受け入れないように申し入れるなどしている。

昭島市では、「昭島市学校給食用物資購入基準書」を21年4月に改訂し、使用する食材から除外するものとして、「遺伝子組み換えを含む遺伝子操作を行っていないもの」と改訂し、ゲノム編集食品を給食に使えないようにした。このように、まずは給食食材からゲノム編集食品をはずすことを実現しながら、表示義務化、栽培・販売自体の停止に向けて活動を続けたい。

10. ケアラー支援条例

現在、直接的にケアラー支援について規定する法律はない。間接的には、介護保険法や育児・介護休業法等があるが、介護保険制度の家族介護支援は介護そのものに対する支援が中心になっている。仕事と介護の両立支援体制も不十分であるなか、自治体でのケアラー支援施策の必要性は深まっている。

生活者ネットワークでは、介護保険制度開始以降、2005年代前後から「家族介護者」という表現で議会質問を行ってきた。その後、「ケアラー支援」の言葉が定着しつつあった15年頃からは、ケアラー手帳、ケアラーカフェ、介護者アセスメントなどの具体施策提案やヤングケアラーについての課題提起を行ってきた。20年にはケアラー支援政策提案に向けての調査プロジェクトをスタート。聞き取り調査と社会資源調査から、多様なケアラー像の生活実感を汲み取り、22年4月に調査報告書を公表し政策提案を行った。

国においてはケアラー支援政策の深まりはなく、家族介護者支援マニュアルの発行(18年)やヤングケアラーに関する実態調査(18, 19, 20年)、ヤングケアラー支援体制強化事業(20年)等にとどまる中、自治体のケアラー支援の取り組みは、国に先行している。埼玉県が先駆けて条例を制定したのを皮切りに、複数の自治体が続いた。条例に基づく施策として、実態把握、意識調査、支援体制整備がすすみつつある。

埼玉県ケアラー支援条例(20年3月) / 三重県名張市ケアラー支援の推進に関する条例(21年6月) / 北海道栗山町ケアラー支援条例(21年3月) / 岡山県総社市ケアラー支援の推進に関する条例(21年9月) / 茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例(21年12月) / 岡山県備前市ケアラー支援の推進に関する条例(21年11月) / 北海道浦河町ケアラー基本条例(21年12月) / 栃木県那須町ケアラー支援条例(22年3月) / 北海道ケアラー支援条例(22年3月) / 埼玉県入間市ヤングケアラー支援条例(22年6月) / さいたま市ケアラー支援条例(22年7月) / 福島県白河市ケアラー支援の推進に関する条例(22年9月)

11. 女性自立支援法

正式名称は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律。第208回国会(常会/会期2022年1月17日~6月15日)において、参議院厚生労働委員会発議の議員提出議案として提出、可決・成立した。

女性を取り巻く課題は従前から山積、さらにコロナ禍で、生活困窮や性犯罪被害、家庭関係の破綻などが顕在化・複雑化してきたことが背景にある。同時に、DV被害者等、困窮女性を支援する根拠法が、女性の補導処分や保護更生を規定する売春防止法という問題がこれまでも長い間、課題とされており法体系の整備が求められてきた。25年6月施行。本法施行に伴い、売春防止法の第3章(補導処分規定)、第4章(保護更生規定)は削除される。

法の目的には、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」や「男女平等の実現」などの文言を盛り込まれ、基本理念には「多様な支援を包括的に提供する体制を整備」することが明記された。

今後、都道府県には女性支援に関する基本計画の策定が義務付けられ、市区町村には努力義務が課される。また、自治体と民間団体の協働による新たな支援の枠組みとして、支援調整会議の設置を自治体の努力義務とした。

すでに、DVや性被害者への支援は多くの支援団体によって支えられている現実があり、今後の施策整備が期待される。生活者ネットワークとしては、被害当事者の自立はもちろん、女性相談員(これまでの婦人相談員)や支援団体で働く人の待遇整備も併せ、女性のエンパワメントにつながるよう法の運用に対しての提案をしていきたい。

12. パートナーシップ制度

パートナーシップ制度の説明はp21の注を参照。東京都では、2022年11月より東京都パートナーシップ宣誓制度を開始する。2018年に策定された人権尊重条例(東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

を目指す条例)において、性自認および性的指向を理由とする不当な差別の解消と啓発等の推進を規定していた。この条例の理念を踏まえた具体策として、宣誓制度を始めるにあたり、22年第二回都議会定例会において、条例改正を提案し可決された。

知事に対し、パートナーシップ関係にあることを宣誓する必要書類を提出すると、受理証明書が発行される。婚姻制度とは別のもので制度構築され、多様な性に関する理解推進と生活上の不便の軽減を目的としている。当事者に子どもがいる場合には、受理証明書の特記事項欄に子どもの名前を記載することもできる。

受理証明書により都が提供するサービス事業の活用を可能にするほか、民間事業者の各種サービスや企業従業員の福利厚生での活用も働きかけていくとしている。

また、すでに制度を持っている自治体の証明書でも同様に都民向けサービス事業が利用できるよう検討するほか、都発行の受理証明書を活用し区市町村の住民向けサービスも利用できるよう調整していくとしている。「私らしく暮らせる」ための運用を実現するため注視していきたい。

13. 森林環境譲与税

個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税される森林環境税の全額を、都道府県・市区町村へ譲与するもの。2019年4月に施行され、全国の自治体に交付されている。配分額は、5割が私有人工林面積、3割が人口、2割が林業就労者数を基準として決められ、人口割が高いことから大都市への譲与額が大きくなる傾向があり、「市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の『森林整備及びその促進に関する費用』に充てる」という税の趣旨に照らし合わせ課題と指摘する声も大きい。生活者ネットワークとしては、東京都内の自治体において、「温室効果ガス削減、災害防止」という税の目的に、間接的であっても近づけていくための提案とチェックを続けている。

都内自治体での20年度の具体的取り組みは、都内連携・多摩産材利用(多摩地域との連携、多摩産材の利用)/森林整備(意向調査、間伐、森林保護)/人材育成・担い手確保及び推進体制の構築/木材利用・普及啓発(公共施設整備、木材利用)/その他(基金積立)森林保護、木材利用に分類される。

最も多いのは、木材利用・普及啓発で、次いで基金積立、3番目が森林整備、4番目が都内連携・多摩産材利用、5番目が人材育成・担い手確保及び推進体制の構築であった。区部2区(文京区、台東区)、市部8市(三鷹市、府中市、町田市、東村山市、国立市、武蔵村山市、多摩市、羽村市)、島部(利島村、三宅村、青ヶ島村)の13市区村が基金積立のみで実際の活用がなく、有効な取り組みの提案が求められる。

14. グリーン投資

グリーン投資に関する説明はp 26の注を参照。日本政府は、特に温暖化対応としてのグリーン投資を重視しており、2020年に2050カーボンニュートラルを打ち出して以降、21年6月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定している。そこでは、予算/税制/金融/規制改革・標準化/国際連携/大学での取組推進などを主要政策として、民間企業の研究開発や設備投資を見込んでいる。具体的には14の重点分野があり、次世代再生可能エネルギーとして洋上風力、太陽光、地熱のほか、農業・農林水産業やカーボンリサイクル・マテリアル産業などカーボンリサイクル、資源循環関連産業などが挙げられている。一方、原子力産業もここに位置付けられているほか、技術的に不確立で必ずしもCO2削減につながらないことが懸念される燃料アンモニアも入っている。経済産業省は、脱炭素関連投資として今後10年で官民合わせ150兆円が必要と試算しており(22年5月)、真のグリーン投資になっていくか行方を注視していく必要がある。

15. ローカルフード条例

種子法(主要農作物種子法)廃止(2018年4月)や種苗法改正(20年12月)を契機に、必要なものは可能な限り近郊を含めた地域で作れるようにするためローカルフード法や条例の制定を求める運動の機運が高まっている。種子法廃止に伴い、優良な種子の安定供給や品質確保という法の趣旨を継ぐ条例を31の道県が策定している(22年6月現在)が、市区町村で、地域の在来種の保全や活用、地場農産物の学校給食や地域の食への活用、さらにはゲノム編集を含む遺伝子改変作物の規制などを盛り込んだローカルフード条例の制定が求められている。

海外では、イタリア、ブラジル、韓国などでローカルフードを強化する政策が進みつつあり、国内では、今治市食と

農のまちづくり条例、木更津市オーガニックなまちづくり条例(木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例等がある。

16. 有害化学物質PFOS・PFOA

PFOSは、ペルフルオロオクタンスルホン酸(Per Fluoro Octane Sulfonic acid)の略称で、有機フッ素化合物の一種。1940年代にアメリカで開発された界面活性剤で撥水剤や泡消火剤成分等として幅広く使用されてきた。PFOAは、ペルフルオロオクタン酸(Per Fluoro Octanoic Acid)の略で、PFOSと同様の性質をもつ。有機フッ素化合物は、分解されにくい物質で、生物中に蓄積され人体への影響が懸念されており、POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)で規制されている。

2019年、東京都福祉保健局が行った調査で、立川市内にある井戸でPFOSとPFOA合わせて1340ナノグラム/ℓ、武蔵村山市にある井戸で143ナノグラム/ℓ検出された。都議会生活者ネットでは、報道が出た後速やかに2つの要請を都知事と水道局長あてに提出している(「横田基地周辺井戸の有機フッ素化合物汚染について原因究明を求める要請」「水道水源井戸の有機フッ素化合物汚染の原因究明と汚染除去を求める要請」20年1月8日付)。

日本の水道法ではPFOS・PFOAの水質基準は設置されておらず、WHO(世界保健機構)にも基準値がないため、その後、都水道局では世界で最も厳しい米国の目標値70ナノグラム/ℓを目安に、検査値が上回る2か所の水源井戸を取水停止とした。その後、国でも厚生労働省がPFOS・PFOAを水質管理目標設定項目に指定変更し、目標値を50ナノグラム/ℓとしたのを受けて、東京都も目標値を50ナノグラム/ℓとした(20年3月)。

地域ネットにおいても、豊富な多摩地域の地下水源を活用し続けるために、汚染原因の究明と方法開示/除去方法の確立/揚水の継続などを東京都に訴えている。

17. 香料の成分表示の義務化

日本では、柔軟仕上げ剤・消臭除菌剤等の成分について表示義務がなく、メーカーの自主規制に任せられている。なかでも、香料の成分となる原料は4000種類以上あると言われているが、複数の成分が混合されていても「香料」と表示すればよい。香料以外の、化学物質と併せ化学物質過敏症の要因となっている可能性があり、東京・生活者ネットワークとして香料の成分表示の義務付けを国に求めている。併せて、柔軟仕上げ剤・消臭除菌剤等を家庭用品品質表示法の指定品目とすることを求め、2020年7月、関係省庁あて要望書を提出した(「柔軟仕上げ剤等に含まれる香料の成分表示等を求める要望書」)。

香料による頭痛、めまい、吐き気などの健康被害は、化学物質過敏症の一種として日本医師会発行のニュースで取り上げられるなどしており、社会問題化している。生活者ネットワークでも、19年9月～20年1月にかけて「学校保健における『香害』対策についてのアンケート調査」を実施している。調査結果報告へは、香害に悩む人たちから多くの関心の声が寄せられた。

香料に関わる健康被害について、業界団体である日本石鹼洗剤工業会は、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を示し、ホームページ上での一部成分開示などを行っているが、消費者に対してはあくまでも「マナーの問題」という姿勢を崩していない。関係省庁も同様で、対策として20年9月に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連名で、香害の周知と香り製品の自粛を求めるポスターを作成し、全国の自治体や日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会に対し周知依頼を发出し、配付するにとどまっている。